

深谷市 まちなか活性化事業 募集要項

まちなか活性化事業とは

中心市街地の活性化のため、市が管理している区画整理事業用地について、地域の再生や市民の交流の場として活用していただける市民団体・NPO 団体・民間事業者から企画提案を募集し、**提案者が主体となって取り組む事業を支援するものです。**

目的

市民団体・NPO 団体・民間事業者の自由な発想で市有地を活用してもらい、中心市街地に新たな活気とにぎわいの創出に繋げることを目的とします。

募集事業の概要

(1) 対象となる事業

対象となる事業は、地域の活性化または市民の交流の場として効果が期待できる事業で、次の全ての項目を満たすことを条件とします。

- ① まちなかの活気とにぎわい創出に繋がるもの
- ② 一過性のものでなく、持続性または継続性があるもの
- ③ 市民等が交流する機能が備わっているもの

(2) 対象とならない事業

- ① 受益者が特定の地域や人に限定されているもの
- ② 宗教上の教義を広め、儀式などを行い、信者を教化育成することを目的とするもの
- ③ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- ④ 公序良俗に反するもの

(3) 市が提供する土地

別紙1をご参照ください。

(4) 募集形態

① テーマ別提案

市が考える活用テーマを示し、それに対する具体的な事業の企画提案を募集するものです。

【指定テーマ1】 にぎわいのある緑地空間

深谷市は「心やすらぐ 花と緑のまちづくり」を推進することを目的に、年間を通して様々な取り組みをしています。4月下旬に開催する花フェスタでは、市内外から多くの来街者が集まり、市の一大イベントのひとつになっています。また、同期間中は、花仲間の庭を無料で開放するオープンガーデンフェスタが開催されますが、オープンガーデンは、郊外に多く存在しているものの、中心市街地にはわずか1軒という状況です。市としては、まちなかに市内外に誇れるにぎわい機能を持った緑地空間を求めています。

【指定テーマ2】 まちなか活性化

深谷市は中心市街地を市の顔としてふさわしい街並みとにぎわいのあるまちを再構築するため、ハードとソフトの両面で活性化事業を積極的に取り組んでおります。しかし、まちなかを歩いてみると、車の往来は多いものの、歩行者や買い物をしている人影もまばらで寂しく感じます。子供たちや多くの住民が自分のまちに誇りや愛着を感じ暮らしていくためには、まちなかに元気を取り戻すことが必要です。そのためには、地元の商店ばかりが頑張るのではなく、市民やNPO 団体・民間事業者などが、中心市街地を活用したりして交流人口を増やすなどといった、商業と社会活動的な機能が複合した新たなにぎわいが求められています。

② 自由提案

皆さんの自由な発想による、にぎわい創出や中心市街地再生に繋がる企画提案を募集するものです。

(5) 事業期間

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月まで

- ① 同一事業を継続実施することは可能ですが、毎年申請が必要です。また、同一事業の継続期間は、原則 5 年を超えない範囲となります。
- ② 5 年を超えて事業実施を希望する場合は、担当課と協議が必要となります。

(6) 補助金について

市からの補助金はありません。事業に伴う費用等は、全て事業実施団体の負担となります。

(7) 深谷市からの支援

深谷市では、提案事業がより良いものになるように可能な限り事業実施団体を支援します。支援策の例としては、次頁のとおりです。

- ① 事業期間中、市が指定した場所を提供
※営業利益を生む事業の場合、有償となります。(1㎡あたり1,256円/年)
- ② 採択された提案団体に対して、市から認定書の授与
- ③ 地域住民、自治会、学校、市役所の関係各課など、関係団体等との連絡調整
- ④ 市ホームページ等で活動内容等の紹介

(8) 協定書の締結

事業実施団体と協定書を締結します。

応募資格

(1) 応募資格要件

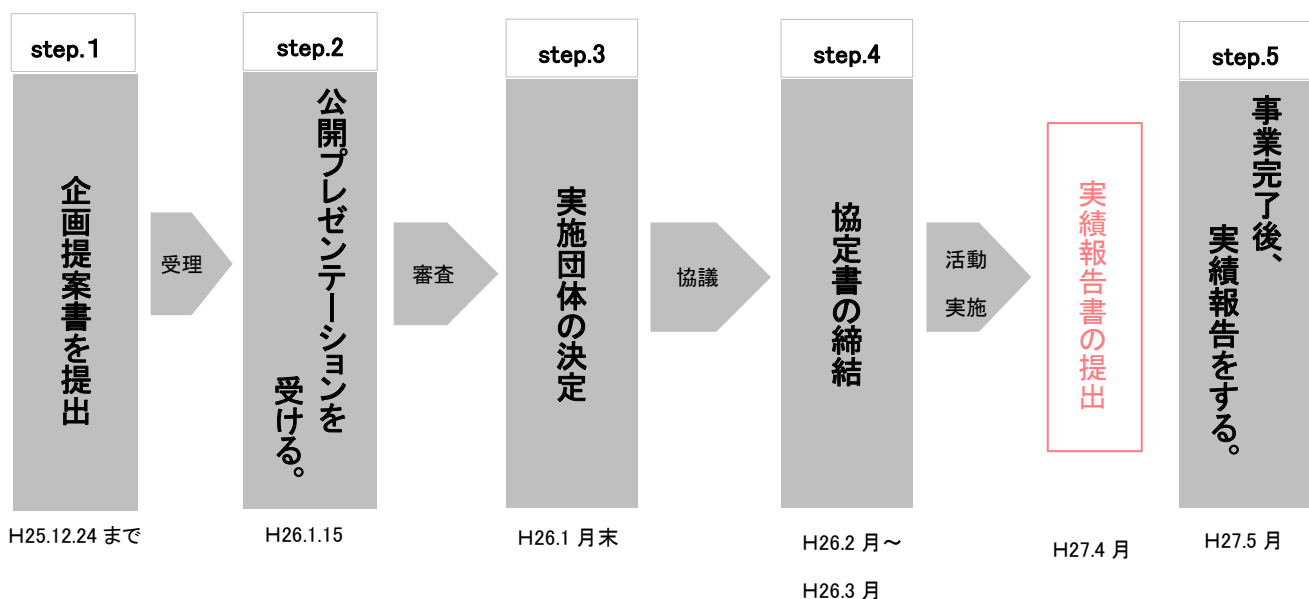
深谷市内に事務所又は活動場所を有する市民団体及び事業者等で、下記の項目に全て該当する団体です。

- ① 代表者を含め5人以上の構成員で組織していること
- ② 団体に関する定款、規約等を有し、それに基づく運営がされていること
- ③ 提案事業を的確に遂行できる能力を有し、その実績報告ができること

(2) 欠格要件

- ① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している団体
- ② 上記の団体と関わりのある団体や類似団体

事業決定までの流れ(※一部変更になる場合があります。)



選定方法・審査基準等

(1) 選定方法

提出された事業については、書類審査及びプレゼンテーションによる審査を行い、まちなか活性化事業に適した実施団体を総合的に選定します。

※公開プレゼンテーションをしていただくことが、選定条件となります。

(2) 審査基準

次の観点に立って評価いたします。

○書類審査

審査項目	観 点	配点
公益性	実施者や受益者だけでなく、広く市民の利益に貢献できるものであるか	5
持続性・継続性	提案事業に持続性があり、事業期間中、継続性のある取組みとなるものか	1 5
効果性	提案事業に対して土地を貸付けすることが、地域活性化の観点からみて有効であるか	1 0
必要性	市民ニーズや社会的課題を適切に認識しているものになっているか	5
	社会的必要性の認められる事業で、市が考える活用テーマを推進するものとなっているか	5
新規性・アイデア性	提案事業の目的の設定、実施方法に民間ならでの着想や創意工夫があり、社会的に有効な取組みとして効果が期待できるものとなっているか	5
連携性・協働性	地域住民や関係団体等と連携・協働した取組みとなっているものか	1 5
総合性	街なかかににぎわいと活気を生み出すもので、将来の中心市街地の再生に繋げるためのものか。	1 0

○プレゼンテーション審査

審査項目	観 点	配点
実施の可否	提案団体の運営基盤が人員面において整っており、提案事業が実現可能な取組みであるか	1 0
実現の可能性	事業の実施体制・スケジュールは可能なものであるか	1 0
経済性	貸付面積に見合った費用対効果、経済効果があるものになっているか	5
団体概要	事業遂行能力があり、事業の実施者として信頼のおける団体であるか	5

(3) 公開プレゼンテーション

1. 日時等

(1) 開催日時

平成26年1月15日（水）

※プレゼンテーションの順番や集合時間等については、審査開催日の5日前までにメールにてお知らせいたします。

(2) 開催場所

深谷公民館 大会議室

2. その他

- ① プレゼンテーションは、1団体あたり20分以内です。

【内訳】 発表10分以内、質疑応答10分以内

- ② プレゼンテーションを行う方は、応募団体につき2名以内とします。

- ③ 発表内容及び方法については、自由です。

- ④ 審査員から発表終了後に質疑を行います。なお、傍聴者については、質問・発言は出来ません。

- ⑤ 応募団体が深谷市に提出した提出書類については、深谷市が正本を複製し、プレゼンテーションに出席する審査員に配布します。

これ以外に資料の配布を希望される場合は、各団体で必要部数（10部）を用意して、プレゼンテーション前に配布していただきます。また、資料以外のものを使用する場合は、事前に事務局へご確認をお願いします。

- ⑥ 市では下記の機材を用意いたしますが、これ以外の機材を使用する場合は、各団体でご用意ください。

【用意する機材（各一台ずつ）】

プロジェクター/スクリーン/指し棒/ホワイトボード/マイク

※パソコンは、各団体でご用意下さい。

応募方法等

(1) 応募方法

下記の提出書類を受付場所に持参

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式1）

② 定款・会則等

⇒ 紙媒体2部、電子データ一式

※電子データ一式は、メールでの提出も可ですが、容量が大きいとメールの受信が出来ない場合があります。その場合は、都市計画課にご相談下さい。

※提出書類の様式は、市ホームページに掲載されています。

(3) 受付場所

都市計画課市街地活性化係（深谷市役所北別館2階 51番）

■ 電話番号：048-574-6654

■ メールアドレス：toshi@city.fukaya.saitama.jp

(4) 募集期間

平成25年11月1日（金）午前9時から平成25年12月24日（火）午後3時まで

（土・日・祝日は除く）

■注意事項

本事業の募集に要した一切の費用は、提案団体の負担となります。また、提出された企画提案書、プレゼンテーション資料、添付資料等は返却いたしませんのでご了承下さい。

(5) 質問書提出

本事業に関わる質問がある場合、平成25年11月26日（火）正午までに質問書（様式2）を深谷市都市計画課宛てメールにて提出してください。また、回答については、平成25年11月29日（金）午後5時までに深谷市ホームページに公開いたします。

■注意事項

質問書の行き違いの防止のため、質問書を提出した場合、必ず都市計画課まで電話連絡して下さい。

(6) その他

(1) 公開プレゼンテーションは、全ての応募者に実施していただくことから、公開プレゼンテーションの準備もしていただきますようお願いいたします。

情報公開

事業の透明性を確保するため、提案の申込み及び事業報告に関する書類等は原則公開といたします。

(1) 公開方法

深谷市ホームページ

(2) 公開する内容

企画提案書、プレゼンテーション資料、実績報告書

まちなか活性化事業Q&A

Q. 企画提案が採用された場合、事業地は貰えるのですか。
A. 本事業は、実施団体の方に土地を譲渡するものではありません。あくまでも、市が定めた期間の中で、市民団体・NPO団体・民間事業者の方に活用(貸与)していただき、市民主体による活性化を推進するものです。
Q. 現在、団体が実施している事業でも対象となりますか。
A. 現在、団体が実施している事業でも対象となりますが、提供地で実施することにより、内容や規模など新たな事業展開が可能となり、効果がさらに高まることが期待できる事業が対象となります。
Q. 提案する事業は、提供地の一部を使用するものでも良いのですか。
A. お見込みのとおりです。
Q. 国・県・市・民間から助成金を受けている事業でも対象になるのでしょうか。
A. 対象となりますが、助成を受けている規定の中で制約がある場合もあるため、確認をしてから提案して下さい。
Q. 事業実施に伴い、市からの助成金はあるのですか。
A. ありません。事業に伴う費用は、全て実施団体の負担となります。
Q. 営業利益を生む事業についても対象になりますか。
A. 対象となります。しかし、本事業の趣旨や1ページにある募集事業の概要、「(1)対象となる事業」の項目を全て満たすことが条件となります。
Q. 営業利益を生む事業の場合、市民等が交流するスペースも有償となるのですか。
A. 基本的には、無償と考えております。また、無償とする面積等については、実施団体が決定後、市との協議の中で決定していきたいと考えています。
Q. 営業利益を生まない事業の場合、無償で提供(貸付)していただいただけと考えて良いのですか。
A. お見込みのとおりです。
Q. 提供地の一部に外壁ブロック・土間コンクリートがありますが、撤去して使用する場合、その費用は実施団体の負担となるのでしょうか。
A. 外壁ブロックについては、市負担で撤去します。また、土間コンクリートについては、市負担で撤去いたしません。
Q. 他の団体と共同で事業提案を提案して良いのですか。
A. 複数の団体と共同で1つの事業を提案することは、可能です。
Q. 万が一事故が発生した場合のリスク負担はどのようになるのでしょうか。
A. リスク負担については、実施団体決定後、市との協議の中で整理していきたいと考えておりますが、基本的には、提供地で発生した事故、トラブル等は、実施団体の責任において処理をしていただきます。また、その処理内容等は、速やかに書面をもって市に報告するなど、適切な対応をしていくことがお互いのリスク軽減に繋がることと考えます。

Q. 実施団体が決定後に行う協議とは、どのようなことをするのでしょうか。

A. 市有地の提供期間、有償部分の面積及び金額、事故責任の帰属など、事業実施に関する条件等について協議します。また、実施団体には、採用された事業を行っていただきますが、公開プレゼンテーションの審査員から事業の実施方法などについて助言いただく場合もありますので、その助言についての検討も行います。なお、市との協議の結果、事業提案の一部を変更していただくこともありますのでご了承ください。

Q. 公開プレゼンテーションにあたり、新たに作成する資料はありますか。

A. 発表内容及び方法は自由となっていますので、提案団体が必要に応じて作成して下さい。しかし、提案団体の方には、発表にあたり、審査員のみならず、傍聴者の方たちにも提案事業の内容が分かるように、出来るだけパワーポイントや模造紙などを活用して、事業説明を行っていただきたいと考えます。

■周辺図及び事業用地について

